

〈連載〉国際人権先例紹介 (5)

女性差別撤廃委員会

通報番号 23/2009

保安処分により拘禁された女性が、女性職員の欠如を含む拘禁施設の不備、職員によるセクシュアル・ハラスメント等は、性にもとづく差別に相当し、条約に違反すると主張した申立が受理され、当事国に対して通報者への補償と一般的措置の実施が勧告された事例

通 報 者	Inga Abramova
当 事 国	ベラルーシ
通 報 日	2009年4月3日
見 解 採 択 日	2011年7月25日
条 約 発 効 日	1981年9月3日
選 択 議 定 書 発 効 日	2004年5月3日

事案の概要

1 通報者は、ジャーナリストであり“自由のために (For Freedom)”運動の活動家でもある、ベラルーシ国籍の女性である。2007年10月10日、同月14日に予定されていた“ヨーロッパ行進”への関心を集めるために、通報者がプレスト市内で青いリボンを掲示していたところ、リボンとポスターの掲示が軽微な違法行為 (minor hooliganism) に当たるとして、プレスト地方執行委員会内務局の警官により逮捕され、プレスト市レーニン地区内務部へ連行された。翌日、通報者はレーニン地区内務部の一時的拘禁施設 (“IVS 施設”) に収容され、レーニン地区裁判所で保安処分 (administrative sanction) として5日間の行政拘禁 (administrative arrest) が言い渡された。通報者は、同月15日に釈放された。

2 通報者は IVS 施設での拘禁について、施設の職員がすべて男性だったこと、部屋は非常に寒く暖房が切られていたこと、室内のトイレ

は一方に 50 cm 四方の間仕切りがあるだけで、室内のみならず、男性職員がドアの除き穴から見ることはできるのは、品位を傷つける取扱いであること、室内は不潔で換気が悪く、照明が暗くてもものを読むことができないこと、食事は1日2回だったことなどを訴えている。これらの影響により、通報者は背中痛み、頭痛、発熱その他の健康被害を拘禁中および釈放後に被った。施設到着時の身体検査で男性職員から不適切な接触を受け、裸にしてやると脅された。拘禁中には、職員から侮蔑的な言葉を浴びせられ、名前ではなく番号で呼ばれたり、部屋にネズミの死体を投げ入れられるなどの嫌がらせを受けた。

3 通報者が国内で利用しようとした救済措置は、以下の通りである。関係当局に対しては、拘禁中の権利侵害に関して、2007年12月にレーニン地区内務部長およびプレスト地方執行委員会内務局長に異議を申立てたほか、2008年2月に同内務局長に再度申立を提出したが、申立内容が確認できないという通知があった。2007年12月にプレスト市レーニン地区検察部に提出した申立についても、確認・立証できないと通知を受けたほか、2008年2月の申立については回答を受取っていない。民事手続においては、2008年2月11日、ベラルーシ民事手続法353条に基づき、レーニン地区裁判所に、非人道的な処遇を禁じた自由権規約7条および性に基づく差別を禁じた本条約における権利の侵害について提訴したが、同裁判所は通報者の訴えに関する管轄権を持たないという理由で却下された。通報者は、これについて3月7日にプレスト地方裁判所民事司法委員会に苦情を申し立てたが却下された。行政手続においても、2008年3月11日、収容施設職員による権利侵害について、レーニン地区裁判所に行政上の違法行為 (administrative offence) に関する手続執行

法7条1項に基づく不服申立を提出したが、民事手続の開始を拒否された。4月28日、この決定についてプレスト地方裁判所に上訴したところ、同事案はレーニン地区裁判所に差戻されたが、地区裁判所は手続的不備を理由にこれを却下した。通報者は、同決定に反論している。

4 通報者は、当事国により、条約1条とともに解釈した2条(a), (b), (d), (e), (f)および3条, 5条(a)の権利が侵害されたと主張している。拘禁中に非人道的で品位を傷つける取扱いを受け、寒い部屋に拘禁されたことは拷問に相当する。こうした状況下での拘禁は、通報者のリプロダクティブ・ヘルスを害する。内務省のIVS施設は女性の拘禁に適しておらず、1施設を除き男性職員しか配置されていないことは、雇用における女性差別の結果である。また、通報者がセクシュアル・ハラスメントや男性職員から品位を傷つける取扱いを受け、男性収容者よりも劣悪な状況に置かれたことは、国連の「被拘禁者処遇最低基準規則（最低基準規則）」（経済社会理事会決議663C（XXIV）および2076（LXII）の規則53（3）「女性被拘禁者は、女性職員のみによって対応・監督されること」に反し、よって本条約が定める性による差別を受けない権利を侵害する。

5 これに対し、当事国は、以下のように反論した。通報者が申立を提出したことは事実だが、それらを扱う手続を定めた法律がないため却下された。こうした申立はIVS施設長らによって対応されるべきであるが、通報者はIVS施設管理者や内務省に申立を提出していないため、国内手続が尽くされたとは言えない。また、通報者の主張は確認することができず、根拠不十分である。通報者の申立の形式と内容は、条約規定に沿っておらず、当申立は不受理とすべきである。

6 これに対し、通報者は、複数の申立を内務関係機関に提出しており、また、通報者が収容されていた施設に2002年から2009年まで女性職員がいなかったことは、レーニン地区内務

部長からの書面2通により確認されていると反論した。さらに、自由権規約7条および10条1項に関する権利が侵害された具体的な事実を列挙したほか、通報者の申立が登録された後、レーニン地区IVS施設に女性警察官が勤務するようになったと述べた。

受理可能性に関する検討

委員会は、通報者は国内手続を尽くしたと考えられること、本通報は他の国際的手続により検討されていないこと、通報者の主張は十分に立証されていると考えられることから、選択議定書2条, 3条, 4条の要件を満たしており、受理可能であると結論した。

委員会の見解

1 当事国は、通報者の主張に対して実質的な反論を提供していない。同国の女性活動家に対する拘禁中の処遇が、非人道的かつ品位を傷つけるものであることは、委員会における報告書審査の総括所見でも指摘されていた。

2 条約3条, 最低基準規則の規則53および委員会の一般的勧告19により、条約1条が定義する女性差別にはジェンダーに基づく暴力が含まれる。拘禁施設が女性特有のニーズに対応していないことは、条約1条による差別を構成する。条約4条とともに、国連総会決議43/173「あらゆる形態の拘禁・収監下にあるすべての人の保護のための原則」の原則5（2）において、女性受刑者のニーズに対応することは差別に当たらないとされており、ジェンダーに配慮したアプローチは、国連総会決議65/299「女性被拘禁者の処遇および女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコク規則）」でも支持されている。本事案において拘禁施設職員がすべて男性だったことは、最低基準規則違反である。この点は、男女の平等な権利に関する自由権規約委員会一般的意見28のパラグラフ15、女性に対する暴力特別報告者による報告（E/CN.4/2000/68/Add.3, para.

44) においても確認されている。

3 女性被拘禁者のプライバシーと尊厳の尊重は、拘禁施設における優先事項であり、通報者に対する施設職員の行動はセクシュアル・ハラスメントおよび条約1条、5条(a)、一般的勧告19における差別を構成する。よって、委員会は、締約国が条約2条および5条(a)による義務を満たしていないと結論する。

4 以上により、委員会は、当事国が条約1条とともに解釈する2条(a)、(b)、(d)、(e)、(f)、3条、5条(a) および委員会一般的勧告19における義務に反しているという見解を有するものであり、当事国に対して以下を勧告する。

I. 通報者について

通報者の権利の侵害の重大さに見あう適切な賠償(compensation)を含む適切な補償(reparation)を提供すること。

II. 一般

- (a) すべての拘禁施設において、女性被拘禁者の尊厳とプライバシー、身体的および精神的安全の保護を確保するための措置をとること。
- (b) 女性被拘禁者に対して、ジェンダーに配慮した保健ケアへのアクセスを確保する

こと。

- (c) 差別的、残虐的、非人道的または品位を傷つける処遇について調査し、加害者を訴追し、適切に処罰すること。
- (d) 女性被拘禁者をジェンダーに基づく虐待を含むあらゆる形態の虐待から保護するための防止策を講じ、女性被拘禁者の身体検査および監督は、適切な訓練を受けた女性職員が行うこと。
- (e) 女性被拘禁者に関する職務に就く職員が、女性被拘禁者特有のニーズおよび人権について、条約およびバンコク規則に則った研修を受けるよう確保すること。
- (f) 女性被拘禁者の尊厳と基本的人権に関するニーズを確保するための政策および包括的プログラムを策定すること。

当事国は、本見解および勧告に適正な注意を払い、6ヶ月以内に本見解および勧告に関してとられた措置に関する情報を含む回答を書面で提出すること。また、本見解および勧告を公表、翻訳し、広く配布すること。

(担当：近江美保)

(本学非常勤講師)